

# 平成 30 年 10 月 介護予防・日常生活総合事業の改正について

居宅介護支援事業所 様へ

訪問型サービス・通所型サービスを行う事業所 様へ

平成 30 年 10 月より、要支援の方向けの介護予防・日常生活総合事業に改正があります

## 新しい加算の追加

楽すけでは Ver12.1.0 から  
右記の加算に対応いたします

訪問型サービス : 生活機能向上連携加算 I・II の追加

通所型サービス : 生活機能向上連携加算の追加

栄養スクリーニング加算の追加

※総合事業のコードは、厚生労働省が大枠を発表していますが、実際の運用は市町村にゆだねられています。  
市町村によって新しい加算の取り扱いが違う場合があります。加算の詳細については各市町村にご確認ください。

## 新しい加算を楽すけで入力するために以下の作業をお願いいたします

手順  
1

楽すけを Ver12.1.0 へバージョンアップをお願いいたします。

手順  
2

市町村ごと、新しい加算の入った **単位数表マスタ(CSV)** を入手し、  
楽すけのあるパソコンに保存します。



### 単位数表マスタとは？

通所型・訪問型サービスは、市町村ごとコードや単位数が違います。

その独自のコードを、請求ソフトで使えるように用意された**取込用データ**が  
「**単位数表マスタ**」です。「**CSV**」という形式で用意されています。

利用者様が複数の市町村にいらっしゃる場合、各市町村の単位数表マスタが必要です。



### 単位数表マスタはどこから入手するの？

各市町村の Web ページに掲載されています。(CD やメール配布の場合もあります)  
掲載場所がご不明の場合は各市町村・介護保険課にお問い合わせください。

手順  
3

楽すけに **単位数表マスタ(CSV)** を取り込みます。



### 取込方法は？

楽すけネット内掲載の「よくあるお問い合わせ」⇒

「1. 介護予防・日常生活総合事業 単位数表マスタの取込方法」をご覧ください。



よくあるお問い合わせ

1 介護予防・日常生活総合事業単位数表マスタの取込方法



### 以前にマスタ取込みをしている場合も再度取り込むの？

新しい加算が追加された「単位数表マスタ」を市町村が発表している場合、  
再度取込が必要です。